

亀山市告示第 3 6 号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号）第 9 条の規定により、次のとおり告示する。

なお、関係図面は、亀山市上下水道部下水道課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供する。

令和 2 年 3 月 1 0 日

亀山市長 櫻 井 義 之

- 1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日
令和 2 年 3 月 3 1 日
- 2 下水を排除し、及び処理すべき区域
椿世町、阿野田町、天神二丁目、天神三丁目、天神四丁目、和賀町、川合町、みずほ台、田村町、太森町、川崎町、能褒野町、布気町及び太岡寺町の一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
関係図面のとおりに
- 4 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別
分流式
- 5 下水の処理が開始される当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
四日市市楠町北五味塚 1 0 8 5 番地の 1 8
北勢沿岸流域下水道南部浄化センター